

(設置)

**第1条** 空家等(空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。))第2条第1項に規定する空家等をいう。以下同じ。)に関する施策に関して必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、杉並区空家等対策協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

**第2条** 協議会は、法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成、変更及び実施に関する事項その他空家等に関する施策に関する重要な事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

(組織)

**第3条** 協議会は、委員及び区長(以下「委員等」という。)をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 7人以内
- (2) 不動産に関する専門的知識を有する者 3人以内
- (3) 関係行政機関の職員 3人以内
- (4) その他区長が適当と認める者 2人以内

3 前項に規定する委員の総数は、15人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して3期を超えることとなるときは、この限りでない。

(会長及び副会長)

**第4条** 協議会に会長を置き、委員等の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長1人を置き、委員等のうちから、会長が指名する者をもってこれに充てる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員等の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(部会)

**第6条** 協議会に、特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の委員及び部会長は、第3条第2項に規定する委員のうちから、会長が指名する。
- 3 部会の会議は、公開とする。ただし、部会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員等以外の者の出席等)

**第7条** 協議会及び部会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員等以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員等以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略